

瀬戸市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、
瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会規約（平成 24 年瀬戸市告示第 39
号）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

第 1 条中「第 252 条の 2 第 1 項」を「第 252 条の 2 の 2 第 1 項」に
改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。